

## 志學館大学他の大学等及び他の大学院における授業科目の履修に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第27条第1項に基づく、志學館大学（以下「本学」という。）の学生の他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）及び志學館大学大学院学則第22条第1項に基づく、志學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生の他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。（以下「他の大学院」という。）の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

### (他の大学等又は他の大学院における授業科目の履修)

第2条 他の大学等又は他の大学院における授業科目の履修は、本学又は本大学院の教育上有益なものでなければならない。

### (実施の条件)

第3条 他の大学等又は他の大学院における授業科目の履修は、あらかじめ当該他の大学等又は他の大学院との間で、次に掲げる各号についての協定がある場合に限るものとする。

- (1) 履修することのできる授業科目
- (2) 修得することのできる単位数
- (3) 履修期間
- (4) 対象となる学生数
- (5) 履修の手続
- (6) 単位の認定方法
- (7) 対象となる学生の身分の取扱
- (8) 授業料等の費用
- (9) その他必要な事項

### (手 続)

第4条 他の大学等又は他の大学院における授業科目の履修を希望する学生は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 他の大学等又は他の大学院における授業科目履修届
- (2) 成績証明書
- (3) 学科主任の同意書
- (4) その他、他の大学等又は他の大学院が必要とするもの

### (選考及び許可)

第5条 前条により授業科目の履修を願い出た学生に対しては、当該学生が所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会における選考のうえ、学長がこれを許可する。

### (履修報告と単位認定)

第6条 他の大学等における授業科目の履修を終了した学生は、他の大学等の交付する成績証明書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の成績証明書に基づき、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて、単位を与えることができる。

(履修許可の取消)

第7条 他の大学等又は他の大学院における履修に際して、本学又は本大学院の学生としての本分に反する行為があると認められたときは、履修の許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。